

【z261】航空業務手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
航空機に搭乗し、航空機の操縦その他の人事委員会規則で定める（次の一～八の）業務に従事したとき 一 航空機の操縦 二 航空機の機体、原動機若しくは装備に関する整備、点検又は検査 三 搜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り 四 大気、海洋等の汚染状況又は地象の観測又は調査 五 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害発生状況等の調査 六 火災現場における消火作業 七 救急の医療又は患者の介助 八 前各号に掲げる業務に相当するものとして人事委員会が認める業務	－	該当			円／一時間
	①航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二十四条の規定による操縦士の資格を有する職員				5,100
	②航空法第二十四条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員				2,200
	③その他の職員				1,900
	第一項の業務に従事した時間のうち、著しく危険な業務で人事委員会規則で定めるもの（下記の業務）に従事した時間がある場合の手当の額は、上記の額に当該業務に従事した時間一時間につき百分の三十を加算した額とする。 ・法令等の規定に基づく試験飛行の業務 ・海上又は山岳を飛行して行う搜索救難の業務 ・ホバリングをして行う吊り上げ救助の業務 ・日没時から日出時までの間に飛行して行う業務 ・これらに準ずるものとして人事委員会が認める業務				